

令和7年度  
総会資料



戸田市立笹目小学校PTA

## 総会資料目次

- P.1 議事
- P.2 令和6年度 事業報告
- P.3 令和6年度 決算報告並びに監査報告
- P.4 周年事業積立金について
- P.5～P.8 PTA 会則及び内規の一部変更および追加について（案）
- P.9 令和7年度 PTA役員（案）
- P.10 令和7年度 事業計画（案）
- P.11 令和7年度 予算（案）
- P.12～P.16 笹目小学校 PTA 会則及び内規（案）

### 戸 田 市 民 憲 章

わたくしたちは、豊かな荒川の流れと、うるわしい武蔵野の大地をふるさととする戸田市民です。

わたくしたちは、このまちに誇りと責任をもち、夢と希望のある戸田市をつくるため、この憲章をさだめます。

わたくしたち戸田市民は

心をみがき、体をきたえましょう

明るくうるおいのある家庭をつくりましょう

話し合い、助け合いの輪をひろげましょう

自然をまもり、すみよい環境をつくりましょう

教養と文化をたかめ、みのりを未来にのこしましょう

# 議 事

- |       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 令和6年度 事業報告                  |
| 第2号議案 | 令和6年度 決算報告並びに監査報告           |
| 第3号議案 | PTA 会則及び内規の一部改定および追加について（案） |
| 第4号議案 | 令和7年度 役員（案）                 |
| 第5号議案 | 令和7年度 事業計画（案）               |
| 第6号議案 | 令和7年度 予算（案）                 |

## 令和6年度 事業報告

	執行部	市P連関係	係活動
4月	係集計作業・会員名簿作成		
5月	19 総会資料印刷綴じ（コンパル） 24 専門係選定書印刷 25 運動会受付及び片付け手伝い 25 執行部顔合わせ	16 R5 新旧会長会	25 運動会受付
6月	24 銀行口座代表者変更（会計） 26 トイレ清掃	6 R6 理事会 17 会費・保険料振込み（会計） 21 市P連総会	26 トイレ清掃
7月	3 銀行口座代表者変更（会計） 8 出産祝いお渡し（会計） 11 PTA会費入金（会計） 12 補助金申請（生涯学習課） 12 トイレ清掃	11 第1回会長会	12 トイレ清掃
8月	18 笹目コミュニティ協議会青少年部会 （代表出席） 29 トイレ清掃		3 戸田橋花火大会パトロール 29 トイレ清掃 31 （中止）ふるさと祭りパトロール
9月	12 給食試食会	26 第2回会長会	1 （中止）ふるさと祭りパトロール 12 給食試食会
10月	9 トイレ清掃 9 学年監査 22 令和6年度埼玉県自転車安全利用 指導員研修会（代表出席）		1 学校保健委員会 9 トイレ清掃
11月	2 音楽会受付手伝い	8 自転車安全利用の日啓発活動	26 第2回給食試食会
12月		16 第3回会長会	
1月	13 卒業記念品購入事務	24 第4回会長会	
2月	4 入学説明会 10 学校保健委員会	1 PTA本部役員交流会	10 学校保健委員会
3月		6 第5回会長会	
<b>R7年度</b>			
4月			
5月	総会資料作成 期末監査		

★インクカートリッジ及びテトラパック回収による預金 2025年5月17日現在 118,287円

★夕焼けチャイム以降に遊んでいたら声かけします。

★自転車での移動は親子でルールを決めましょう。学校では4年生を対象に警察による自転車安全教室を開きます。

※全係共通…元気の学校を作る学校応援団推進事業への協力、学校行事のお手伝いをお願いします。

令和6年度 決算報告書 (案)



<歳入の部>

戸田市立笹目小学校PTA (単位 円)

項目	予算額	決算額	増減	摘要
前年度繰越金	956,110	956,110	0	
会費	179,000	170,000	-9,000	150世帯+職員20名×1,000円
市助成金	214,160	214,160	0	児童256名×360円+122,000円(市均等割)
雑収入	10	564	554	預金利息
合計	1,349,280	1,340,834	-8,446	

<歳出の部>

項目	予算額	決算額	増減	摘要
会議費	10,000	2,000	8,000	コンパル年会費
事務印刷費	40,000	10,599	29,401	
負担費	60,000	33,096	26,904	市P連会費、市P連保険料
慶弔費	40,000	13,500	26,500	常任理事お礼、結婚祝い
渉外費	70,000	16,500	53,500	市P連懇親会費
祝記念品費	70,000	60,520	9,480	卒業記念品(ボールペン)新入生名札、ゴム印
環境協力費	80,000	118,830	-38,830	花代(卒業式・入学式)入学式記念品
執行部費	80,000	52,059	27,941	来賓配布用封筒、お礼品 他
予備費	99,280	1,100	98,180	給食試食会費(欠席者分)
特別事業費	100,000	100,000	0	周年事業積立金
工事準備費	500,000	121,550	378,450	標識撤去工事
事業費	200,000	0	200,000	
合計	1,349,280	529,754	819,526	

<残高の部>

歳入 1,340,834円 - 歳出 529,754円 = 811,080円は、令和7年度会計へ繰り越します。

令和6年度決算について上記の通り報告いたします。

戸田市立笹目小学校PTA会長 大澤 亮介

戸田市立笹目小学校PTA会計 市田 恵子

上記について監査の結果、相違ないことを認めます。

戸田市立笹目小学校 会計監査 廣内 智絵



## 周年事業積立金

令和6年度戸田市立笹目小学校PTA周年事業積立金について、積立金の増減及び残高は以下の通り報告します。

(単位 円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	預貯金利息	期末残高
積立金	2,712	100,000	0	1	102,713

金融機関	栄鴨信用金庫西戸田支店
口座種別	普通 3213057
年度末残高	102,713円

# PTA 会則及び内規の一部変更および追加について（案）

## 第2章 会員及び役員等

### 現 行

（入退会）

第6条 本会への入会は任意とし、保護者は定められた下記の手続きに則り、いつでも本会を入退会できる。

- (1) 本会へ入会しようとする者は、会長に入会届を提出しなければならない。（令和2年度4月1日時点で笹目小学校に在籍していた2学年から6学年までの児童の保護者であって会長に退会届を提出していない保護者および教職員は、本会の会員とみなすものとする。）

### 改 正

（入退会）

第6条 本会への入会は任意とし、**保護者 会員**は定められた下記の手続きに則り、いつでも本会を入退会できる。

- (1) 本会へ入会しようとする者は、会長に入会届を提出しなければならない。~~（令和2年度4月1日時点で笹目小学校に在籍していた2学年から6学年までの児童の保護者であって会長に退会届を提出していない保護者および教職員は、本会の会員とみなすものとする。）~~

### 現 行

（役員）

第8条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	若干名(教頭を含む)
会 計	若干名
係	若干名
会計監査	1名以上

### 改 正

（役員）

第8条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	若干名(教頭を含む)
会 計	若干名
<b>係</b>	<b>若干名</b>
会計監査	1名以上

### 現 行

（顧問）

第9条 本会に顧問をおくことができる。顧問は会長職にあった者の中から会長が推挙し、理事会の同意を得る。

### 改 正

（顧問）

第9条 本会に顧問を置くことができる。**顧問は会長職にあった者の中から会長が推挙し 顧問の選出は役員会の同意を得て選出する。**

### 現 行

（選出）

第10条 本会の役員は次の方法で選出し、すべて総会の承認を得る。

- (1) 会長、副会長、会計は選考委員会で候補者を推薦する。
- (2) 選考委員会は、顧問、執行部役員によって構成される。
- (3) 執行部は、会長、副会長、会計によって構成される。
- (4) 各係の長は、副会長が兼務する。
- (5) 会計監査は役員以外の中より選考委員会が選出する。

## 改正

(選出)

- 第10条 本会の役員は次の方法で選出し、すべて総会の承認を得る。
- (1) 会長、副会長、会計、**会計監査は選考委員会 役員**で候補者を推薦する。
  - ~~-(2) 選考委員会は、顧問、執行部役員によって構成される。-~~
  - ~~-(3) (2) 役員は、会長、副会長、会計、会計監査によって構成される。-~~
  - ~~-(4) 各係の長は、副会長が兼務する。-~~
  - ~~-(5) 会計監査は役員以外の中より選考委員会が選出する。-~~

## 現行

(任務)

- 第11条 役員の仕事は次の通りとする。
- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
  - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。また、各専門部に属さない事項の処理を行う。
  - (3) 会計は経理を司る。
  - (4) 執行部は執行部会を組織し、本会の業務を執行し、緊急重要事項を審議処理する。
  - (5) 係は事業及びその他の必要とする事項のサポートおよび参加協力をする。
  - (6) 会計監査は本会の会計を監査する。
  - (7) 選考委員会は役員を公正に選出する。

## 改正

(任務)

- 第11条 役員の仕事は次の通りとする。
- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
  - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。~~また、各専門部に属さない事項の処理を行う。-~~
  - (3) 会計は経理を司る。
  - ~~-(4) 執行部は執行部会を組織し、本会の業務を執行し、緊急重要事項を審議処理する。-~~
  - ~~-(5) 係は事業及びその他の必要とする事項のサポートおよび参加協力をする。-~~
  - ~~-(6) (4) 会計監査は本会の会計を監査する。-~~
  - ~~-(7) 選考委員会は役員を公正に選出する。-~~

## 第3章 会 議

### 現行

- 第13条 本会の会議は、総会、執行部会、専門会とし、本会の議事は、出席人数の2分の1以上の承認を経て決定する。

### 改正

- 第13条 本会の会議は総会**及び役員会 執行部会、専門会**とし、本会の議事は、出席人数の2分の1以上の承認を経て決定する。

### 現行

(構成)

- 第15条 会議の構成は次の通りとする。
- (1) 執行部会は会長、副会長、会計で構成し、随時開催する。
  - (2) 専門会は会長、副会長、会計、係で構成し、随時開催する。

### 改正

(構成)

- 第15条 会議の構成は次の通りとする。
- (1) **執行部 役員会**は会長、副会長、会計、**会計監査**で構成し、随時開催する。
  - ~~-(2) 専門会は会長、副会長、会計、係で構成し、随時開催する。-~~

## 現 行

(招集)

第16条 会議および専門会は会長が招集する。

## 改 正

(招集)

第16条 会議および専門会は会長が招集する。

## 第4章 運 営

### 現 行

第17条 本会を運営するため、専門部おきはこちらに分属し、事業及び次の業務を行う。

- (1) 執行部 総会、執行部会、専門会、諸会合（歓送迎会等）の企画運営。
- (2) 専門係 学校から依頼を受けた業務のお手伝い。

### 改 正

### 第4章 運 営 削 除

~~第17条 本会を運営するため、専門部おきはこちらに分属し、事業及び次の業務を行う。~~

- ~~(1) 執行部 総会、執行部会、専門会、諸会合（歓送迎会等）の企画運営。~~
- ~~(2) 専門係 学校から依頼を受けた業務のお手伝い。~~

## 第5章 経 理

### 現 行

第18条 本会の経費は会費、市助成金、その他の収入をもってこれにあてる。

- 2 会費は1世帯原則月額150円とし、転出入における会費の発生基準日は毎月15日とする。
- 3 特別な事態が起きたときは、当該年度の会費の金額を変更する場合もある。

### 改 正

第18条 本会の経費は会費、市助成金、その他の収入をもってこれにあてる。

- 2 会費は1世帯原則月額150円年間1,000円とする。~~転出入における会費の発生基準日は毎月15日とする。~~
- 3 特別な事態が起きたときは、当該年度の会費の金額を変更する場合もある。

### 現 行

第19条 本会経理の支出内規については執行部会で定める。

### 改 正

第19条 本会経理の支出内規については執行部役員会で定める。

## 第6章 個人情報保護

## 第7章 附 則

## 内 規

### 現 行

(慶弔内規)

1. 会則第4条第5項の慶弔について以下とする。

項 目	条 件	金 額
1. 結婚・出産	・教職員に限る	5,000 円

以上のほか、会長が認めた場合別途理事会にはかり決定することができる。

### 改 正

(慶弔内規)

1. 会則第4条第5項の慶弔について以下とする。

項 目	条 件	金 額
1. 結婚・出産	・教職員に限る及び配偶者	5,000 円

以上のほか、会長が認めた場合別途理事役員会にはかり決定することができる。

### 現 行

(表彰内規)

2. 会長は必要と認めた場合、執行部会にはかりこれを表彰することができる。但し、執行部を対象とする。

### 改 正

(表彰内規)

2. 会長は必要と認めた場合、**執行部役員会**にはかりこれを表彰することができる。但し、**執行部役員**を対象とする。

## 笹目小学校PTA出張及び交通費等に関する申合せ

### 現 行

2. 交通費は、電車・バス等の公共交通機関を原則とするが、その他の交通手段を利用した場合は、執行部会にてその都度協議する。  
3. この申合せの改廃は、執行部会にて承認を受け決定する。

### 改 正

2. 交通費は、電車・バス等の公共交通機関を原則とするが、その他の交通手段を利用した場合は、**執行部役員会**にてその都度協議する。  
3. この申合せの改廃は、**執行部役員会**にて承認を受け決定する。

## 笹目小学校PTA係選出に関する申合せ

### 現 行

1. 新年度係は、年度初めの希望調査書にて選考する。  
附則 この申合せの改廃は、執行部会にて承認を受け決定する。

### 改 正 (係制廃止のため全文削除)

- ~~1. 新年度係は、年度初めの希望調査書にて選考する。  
附則 この申合せの改廃は、執行部会にて承認を受け決定する。~~

## 戸田市立笹目小学校PTA 個人情報取扱規定

### 現 行

附則 本規定の改定は、執行部会にて協議し改定する。

### 改 正

附則 本規定の改定は、**執行部役員会**にて協議し改定する。

## 令和7年度 P T A 役員（案）

顧	問	杉森 雅之（校長）
顧	問	萩原 亜希子（前会長）
会	長	大澤 亮介
副	会 長	萩原 幸代
副	会 長	宮迫 裕子
副	会 長	北堀 伸雄
副	会 長	勝俣 武俊（教頭）
会	計	石井 悠
会 計 監 査		三坂 秀章

## 令和7年度 事業計画（案）

	役 員	市P連	会員ボランティア
4月			
5月	会員名簿作成 24 新旧役員引継ぎ 運動会受付及び片付け手伝い	21 新旧会長会	24 運動会片付け手伝い
6月	役員会	5 会長会 20 市P連総会	
7月	校内トイレ清掃 補助金申請（生涯学習課） 銀行口座代表者変更 PTA会費入金	会長会	校内トイレ清掃
8月	笹目コミュニティ協議会 校内トイレ清掃		校内トイレ清掃
9月	給食試食会	会長会	給食試食会
10月	トイレ清掃 学年監査		学校保健委員会 トイレ清掃
11月		自転車安全利用の日啓発活動	
12月		会長会	
1月	卒業記念品購入事務	会長会	給食試食会
2月	入学説明会 学校保健委員会	市P連役員交流会	学校保健委員会
3月		会長会	

## 令和7年度 予算（案）

### ＜歳入の部＞

戸田市立笹目小学校PTA （単位 円）

項 目	予 算 額	前年度予算	増 減	摘 要
前年度繰越金	811,080	956,110	-145,030	
会費	164,000	179,000	-15,000	144世帯・職員20名×1,000円
市助成金	212,720	214,160	-1,440	児童252名×360円+122,000円(市均等割)
雑収入	600	10	590	預金利息
合 計	1,188,400	1,349,280	-160,880	

### ＜歳出の部＞

項 目	予 算 額	前年度予算	増 減	摘 要
会議費	10,000	10,000	0	コンパル年会費、他
事務印刷費	40,000	40,000	0	印刷機インク、コピー用紙 他
負担費	60,000	60,000	0	市P連会費、市P連保険料
慶弔費	40,000	40,000	0	職員慶弔、役員記念品 他
渉外費	70,000	70,000	0	市P連懇親会費、周年お祝い金 他
祝記念品費	70,000	70,000	0	入学祝品(名札・名前ゴム印)卒業記念品
環境協力費	100,000	80,000	20,000	環境整備代(入学式・卒業式壇上花等)
執行部費	80,000	80,000	0	来賓配布用封筒、お礼品 他
予備費	68,400	99,280	-30,880	
特別事業費	50,000	100,000	-50,000	周年事業積立金
工事準備費	400,000	500,000	-100,000	
事業費	200,000	200,000	0	子どもたちの為に行うイベント費用の積立
合 計	1,188,400	1,349,280	-160,880	

# 戸田市立笹目小学校PTA会則（案）

## 第1章 総 則

（名称）

第1条 本会は戸田市立笹目小学校PTAと称し、事務所を戸田市立笹目小学校内におく。

（目的）

第2条 本会は民主教育の推進母体となり、学校教育の推進充実と会員相互の修養と親睦をはかることを目的とする。

（方針）

第3条 本会は次のような方針にもとづいて活動する。

- （1）教育を本旨とする。自主独立の民主団体で他の支配や干渉を受けない。
- （2）第2条の目的達成のため活動するが、学校管理や教職員の人事には干渉しない。

（事業）

第4条 本会は第2条にある目的を達成するため下記の事業を行う。

- （1）学校教育の民主運営の達成に協力
- （2）教育問題の研究調査並びに討議
- （3）学校と家庭、地域との緊密な連絡提携
- （4）学校教育の環境整備と校外指導の徹底
- （5）児童・教職員・保護者等の慶弔
- （6）その他必要と認められる事業

## 第2章 会員及び役員等

（会員）

第5条 本会は笹目小学校児童の保護者及び教職員を以って組織する。

（入退会）

第6条 本会への入会は任意とし、会員は定められた下記の手続きに則り、いつでも本会を入退会できる。

- （1）本会へ入会しようとする者は、会長に入会届を提出しなければならない。
- （2）本会を退会しようとする者は、会長に退会届を提出しなければならない。ただし、保護者である会員が監護する全ての児童が笹目小学校に在籍しなくなった場合は、本会を退会したものとみなす。

（非会員）

第7条 本会は、本会への入会資格を有する保護者が本会に入会しない場合であっても、下記のような合理的な配慮を行う。

- （1）当該保護者が監護する児童に対して、不当な差別的取り扱いを行わない。
- （2）当該保護者に対して、本会の活動に要する費用でかつ当該保護者が合理的に負担すべき費用を請求できる。

（役員）

第8条 本会に次の役員を置く。

- |       |            |
|-------|------------|
| 会 長   | 1名         |
| 副 会 長 | 若干名(教頭を含む) |
| 会 計   | 若干名        |
| 会計監査  | 1名以上       |

（顧問）

第9条 本会に顧問をおくことができる。顧問の選出は役員会の同意を得て選出する。

(選出)

- 第10条 本会の役員は次の方法で選出し、すべて総会の承認を得る。
- (1) 会長、副会長、会計、会計監査は役員で候補者を推薦する。
  - (2) 役員は、会長、副会長、会計、会計監査によって構成される。

(任務)

- 第11条 役員の仕事は次の通りとする。
- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
  - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
  - (3) 会計は経理を司る。
  - (4) 会計監査は本会の会計を監査する。

(任期)

- 第12条 役員の任期は1年とし再任を妨げない。但し、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

### 第3章 会 議

- 第13条 本会の会議は総会及び役員会とし、本会の議事は出席人数の2分の1以上の承認を経て決定する。
- 第14条 本会は春季1回通常総会を開く。但し会員の3分の1以上の要求または会長の必要と認める時は臨時総会を開くことができる。総会は、事業の計画、活動報告、予算、決算の審議承認、役員を選出、会則の改正ならびにその他議案の審議決定をする。

(構成)

- 第15条 会議の構成は次の通りとする。
- (1) 役員会は会長、副会長、会計、会計監査で構成し、随時開催する。

(招集)

- 第16条 会議は会長が招集する。

### 第4章 経 理

- 第18条 本会の経費は会費、市助成金、その他の収入をもってこれにあてる。
- 2 会費は1世帯原則年間1,000円とする。
  - 3 特別な事態が起きたときは、当該年度の会費の金額を変更する場合もある。
- 第19条 本会経理の支出内規については役員会で定める。
- 第20条 決算は毎年行い、会計監査はこれを監査する。
- 第21条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第5章 個人情報保護

- 第22条 本会の事業を円滑に運営するため、必要とされる個人情報を「個人情報取扱規定」として、別途定めるものとする。

### 第6章 附 則

- 第23条 会則の改廃は総会の議決による。
- 第24条 本会則は昭和25年4月1日施行。  
(一部改正) 平成9年5月9日

平成13年5月11日  
平成15年5月8日  
平成16年3月2日  
平成17年5月18日  
平成18年5月19日  
平成19年5月18日  
平成21年5月15日  
平成22年5月14日  
平成23年5月13日  
平成25年5月10日  
平成26年3月5日  
平成29年5月12日  
平成30年5月11日  
平成31年5月10日  
令和2年5月21日  
令和3年5月12日  
令和4年5月24日  
令和5年6月14日

## 内 規

(慶弔内規)

1. 会則第4条第5項の慶弔について以下とする。

項 目	条 件	金 額
1. 結婚・出産	・教職員及び教職員の配偶者	5,000 円
2. 災害見舞金	・保護者及び教職員	5,000 円
3. 病気・事故見舞金	・児童に限る。(入院 7 日以上)	3,000 円
4. 死亡香料	・教職員 (本人・配偶者及び一親等親族)	5,000 円
	・児童	5,000 円
	・保護者	5,000 円

以上のほか、会長が認めた場合別途役員会にはかり決定することができる。

(表彰内規)

2. 会長は必要と認めた場合、役員会にはかりこれを表彰することができる。但し、役員を対象とする。

(PTA活動における会員の安全確保)

3. 第4条に伴う活動における会員の安全を確保するため、埼玉県PTA連合会の指定する保険に加入する。この負担金は、会員会費の中より支出する。

(経費支出)

4. 第17条の本案の経費は、10,000 円以上の支出をする場合会長の承認を必要とし、10,000 円未満の場合は、会計の責任において支出する。

(地域連携)

5. 第4条第3項及び第4項について

- (1) 児童の健全育成という観点から、学区内の子供会育成会との協力体制を維持する。
- (2) 児童の安全、地域教育という観点から、学区内町会、学校応援団との協力体制を維持する。
- (3) 事前要請があれば、必要に応じて、各諸団体代表者もしくは代理者は、理事会に出るものとする。但し、議決権は無いものとする。

附則 本内規の改廃は、役員会にて承認を受け決定する。平成22年5月14日施行

(一部改正) 平成23年5月13日

平成26年3月5日

平成29年5月12日

平成31年5月10日

令和2年1月15日

令和3年2月17日

令和4年5月12日

## 笹目小学校PTA出張及び交通費等に関する申合せ

1. 会員が会の活動のために戸田市外に出張する場合、それに要した交通費・研修参加費・資料費等は、会が実費を負担する。
2. 交通費は、電車・バス等の公共交通機関を原則とするが、その他の交通手段を利用した場合は、役員会にてその都度協議する。
3. この申合せの改廃は、役員会にて承認を受け決定する。平成23年5月13日施行  
(一部改正) 平成27年5月16日  
平成31年3月7日  
令和2年1月15日

## 戸田市立笹目小学校 PTA 個人情報取扱規定

### (目的)

第1条 この個人情報取扱規定は、戸田市立笹目小学校PTA（以下「本会」とする。）が、取得・保有する個人情報の適正な取扱方法を定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

### (指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法の改訂・施行（平成29年5月30日）に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報はあらかじめ本人の同意を得るものとする。

### (個人情報の習得および周知)

第3条 本会が取り扱う個人情報及び利用については、PTA会長に書面で提出された氏名、電話番号、その他必要とするものとする。但し、総会資料または通知により会員に周知する情報は、氏名のみとする。

### (利用目的)

第4条 本会では個人情報を、会費請求、管理等のための連絡および文書等の送付、役員名簿等の作成、組織の円滑な運営のために利用する。

### (管理および削除)

第5条 個人情報は、PTA会長が適正に管理し、執行部役員が取り扱うものとする。また、文書は施錠できるところに保管し、電子データについてはパスワードを設定する。不要となった個人情報は、適正かつ速やかに破棄する。削除を求められたときは、これに応ずる。

附則 本規定の改定は、役員会にて協議し改定する。平成30年7月17日から施行。

(一部改正) 令和2年1月15日

<問い合わせ 戸田市立笹目小学校 PTA 会長>